

(1)

花見総区自治会運営の規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 花見総区自治会（以下、本会という）は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦を図る
- (2) 回覧板などの回付など、地域内住民相互の連絡
- (3) 地域の防犯および防災活動の推進
- (4) 地域内の景観および居住地などの環境の整備
- (5) 公民館等の集会施設等の維持管理
- (6) その他、住民相互の共助に関わる諸事業の推進

(名 称)

第2条 本会は、花見総区自治会と称する。

2 前項は、花見1区自治会、花見2区自治会、花見3区自治会および花見4区自治会で構成される。

(区 域)

第3条 本会の区域は、福津市花見の里1丁目・2丁目・3丁目（通称、花見1区自治会エリア）、福津市花見が浜1丁目・2丁目・3丁目（通称、花見2区自治会エリア）、福津市花見が丘1丁目（通称、花見4区自治会エリア）および福津市花見が丘2丁目・3丁目（通称、花見3区自治会エリア）の区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、福津市花見が丘2丁目12の25におく。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会は、前項のほかに区域内の企業法人を、準会員とすることができる。

(会 費)

第6条 会員は、別に定める会費（区費）を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は別に定める入会申込書を、入会金を添えて別に定める当該自治会長に提出しなければならない。入会金は、別途に定める。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会など)

第8条 会員が次の各号に該当するばあいには、退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より別に定める退会届が、当該自治会長に提出された場合

2 会員が死亡し、または失踪宣言を受けた時は、その資格を喪失する。

第3章 役 員

(役員の種類別)

第9条 本会につきの役員を置く。

(1) 総区自治会長（以下、会長という）1人

(2) 総区副自治会長（以下、副会長という）1人

(3) 総務担当役員1人

(4) 会計担当役員1人

(5) その他の役員4人

(6) 監事2人

(役員を選任)

第10条 役員は、構成する各自治会で会員の中から選出された、自治会長および副自治会長をもとに、総会で選任する。その場合、前条の(1)～(4)各号の役員は、第2条2項の各自治会長から選任される。

2 監事と前条(1)～(5)各号の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会の代表とし、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 総務担当は、本会の運営・伝達・記録などの一切の業務を遂行する。

4 会計担当は、本会の会計事務をおこなう。

5 その他の役員は、本会における委任された業務を遂行する。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計および資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長、およびその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計および資産の状況または業務執行について、不正の事実を確証したときにはこれを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため、必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、第9条第1項(5)号にあるものを除き、3期6年を超えないものとする。

2 欠員補充にて選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会種別)

第 13 条 本会の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第 14 条 総会は、会員を持って構成する。

(総会の機能)

第 15 条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する、最高議決機関である。

(総会の開催)

第 16 条 通常総会は、毎年度決算終了後 3 か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の 2 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第 11 条 6 項第 4 号の既定により、監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第 17 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号および第 3 号の規定により請求があったときは、その請求の日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、開会の日の 7 日以上前までに文書でもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 19 条 総会は、総会員の 2 分の 1 以上（もしくは全世帯代表者の 2 分の 1 以上）の出席がなければ開会できない。

(総会の議決)

第 20 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数でもって決議し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の表決権)

第 21 条 会員は、総会において、各人 1 個の表決権を有する。

(総会の書面表決など)

第 22 条 止むを得ない理由のために、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、またはほかの会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条および第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなされる。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者および表決委任者を含む）

(3) 開催目的、審議事項および議決事項

(4) 議事の経過の概要およびその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名捺印しなければならない。

(花見公民館の運営)

第 24 条 花見公民館の運営については、別途に定める【花見公民館運用規則】によって行なう。

第 5 章 役員会

(役員会の構成)

第 25 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 26 条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他の総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 花見公民館の運用に関する事項

(役員会の招集など)

第 27 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、監事を除く役員のうち 2 分の 1 以上からの請求があったときには、速やかに役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集は、定期・臨時を問わず、原則として 7 日以上前に周知しなければならない。

(役員会の議長)

第 28 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

第 6 章 資産および会計

(資産の構成)

第 29 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 徴収する会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実（預金利息など）
- (5) 入会金など、その他の収入

(資産の管理)

第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1項第1号に掲げるもののうち、総会において定めるものを処分し、または担保にする場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第33条 本会の事業計画および予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合でも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告および決算)

第34条 本会の事業報告および決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事からの監査を受けて、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ福津市長の認可を受けなければ変更することができない。

第8章 雑則

(備え付け帳簿および書類)

第 37 条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可および登記等に関する書類、総会および役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他の必要な帳簿類および書類を備えておかなければならない。

(委 任)

第 38 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、福津市が別に定める。

附則

この規約は、令和 3 年 月 日から施行する。

- 2 本会の設立初年度の事業計画および予算は、第 33 条に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度は、第 35 条に関わらず、設立認可のあった日から翌年 3 月 31 日までとする。